

家畜商法（昭和二十四年法律第二百八号）（附則第二十二條關係）

改正案	現行
<p>（営業保証金の額等）</p> <p>第十条の三（略）</p> <p>2 前項の営業保証金は、農林水産省令で定めるところにより、国債証券、地方債証券又は農林水産省令で定めるその他の有価証券（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）<u>第一百二十九条第一項に規定する振替社債等を含む。</u>）をもつて、これに充てることができる。</p>	<p>（営業保証金の額等）</p> <p>第十条の三（略）</p> <p>2 前項の営業保証金は、農林水産省令で定めるところにより、国債証券、地方債証券又は農林水産省令で定めるその他の有価証券をもつて、これに充てることができる。</p>